

Title	十二世紀ヴィレール修道院宛の教皇文書と領邦君主文書
Sub Title	About the charters adressed in the 12th century by Popes and territorial princes to the Villers Abbey
Author	舟橋, 倫子(Funahashi, Michiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1997
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.66, No.3 (1997. 3) ,p.47(367)- 63(383)
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19970300-0047

十二世紀ヴィレール修道院宛の教皇文書と領邦君主文書

舟橋倫子

はじめに

シトー会修道院をめぐる社会・経済状況の解明は、最近急速に進んでいるが、個別研究の必要性はなお大きい。⁽¹⁾ 筆者はこれまで、ベルギー南部に位置し、研究史と史料に恵まれた、ヴィレール修道院の十二世紀における経済生活を検討してきた。まず、当修道院の中心的グランギア（所領経営単位）であるヌーヴ・クールを対象に、権利関係の錯綜の中での所領開発と、周辺社会との相互受益関係を明らかにしよう⁽²⁾と試みた。次いで、ヴィレール修道院をめぐる状況をより総合的に解明すべく、その十二世紀文書全体を素材として、聖俗在地有力者群との緊密な関係と、相手領主の性格に応じた柔軟な対応による所領形成を明らかにした。⁽³⁾ しかしながら、以上の作業を

行うに際しては、個別所領であるグランギアごとに発給された文書を主に利用したため、修道院全体を対象とする文書を検討することが出来なかった。そこで本稿では、教皇及び領邦君主が発給した、ヴィレール修道院宛文書をとりまとめ分析し、一修道院全体に関わる文書の諸問題を検討した上で、そこからヴィレール修道院の所領経営の実態に迫ってみたい。ドウ・モローによって編纂されたヴィレール修道院の十二世紀文書史料集全五〇通中、教皇が発給した修道院全体に関わる文書は七通、領邦君主が発給したものは三通である。⁽⁴⁾ 以下では、それぞれ年代順に内容を紹介し、次いでその分析を行う。

一 教皇文書

修道院全体に関わる教皇文書でなにより特徴的なのは、

俗人による修道院財産への乱暴・略奪を停止させ、損害を弁償させるべく、アレクサンデル三世がケルン大司教宛に発給した一一七〇―一一八〇年文書一通⁽⁵⁾を除いて、全七通中六通の文書に十分の一税の免除が記載されており、しかもそれが六通全てにおいて修道院財産の列挙と確認とともに、中心的な対象となっていることである。しかし、その取り扱われ方は一様ではなく、時の変遷とともに微妙に変化してゆく。

一一四七年にエウゲニウス三世が発給した最初の文書⁽⁶⁾では、後の文書でのようにシトー会全体への言及はなく、ヴィレール修道院の個別的な保護に重点が置かれている。ヴィレール修道院による『どのような財産』《quascunque possessiones》をも教皇が確認するとしているが、『それらのうち、以下のものは固有の名前で示すべきと考える』《In quibus hec propriis duximus exprimenda vocabulis》として、若干の土地の列挙がある。この部分は比較的短く、『森林』《nemus》、『開墾地』《sartus》、『土地』《terra》も若干は含まれているが、全体として森林に重点が置かれている印象を受ける。その上で、これらの財産について十分の一税が免除され、《immunitas》が保証されるのである。なお、前者につい

ては、『あなた方自身の手、ないし支出によって耕作している土地、またはあなた方の家畜の飼料(を提供する土地)の十分の一税を、だれもあなた方から要求しないように』《Sane laborum vestrorum quos propriis manibus aut sumptibus colitis, sive de nutrimentis vestrorum animalium nullus a vobis decimam exigere presumat》と記されており、それが修道士たち自身で経営している土地を対象としていること、さらに家畜が特に言及されていることが注目し得る。

次の文書⁽⁷⁾は一一七七年にアレクサンデル三世が発給しているが、シトー会が全体として与えられていた特権の遵守と保護が強く求められており、ヴィレールがまさにシトー会の修道院として、それを享受していることが強調される書き方になっている。それに続くヴィレールの土地財産の列挙は非常に長いが、それらの個別的な単位を《allodium》という語で指すことが多いのが目を引く。十分の一税については、一一四七年文書で記載された文言と全く同じで、直接経営されている土地と家畜の飼料に対する免除が明示されている。

アレクサンデル三世が発給した一一五九―一一八〇年文書⁽⁸⁾では、十分の一税免除をめぐるヴィレール修道院

と在俗聖職者との間に紛争が存在することが、明確に記されている。後者が他教団の修道士に対するごとくに、シトー会の特定修道院から十分の一税を受け取る権利を定めた教皇文書を獲得していても、そうした文書がシトー会に言及していない場合は無効とされている。先行する一一四七年文書と一一七七年文書では、十分の一税免除はヴィレール修道院に個別に保証される形式をとっていたが、この文書では、それがシトー会全体の特権であり、ヴィレールがそれに参与していることが強調されているのである。

同じくアレクサンデル三世が発給した一一七八―一一八〇年文書⁽⁹⁾では、十分の一税免除についてさらに詳しく述べられている。まず、シトー会特権としてヴィレール修道院は『自身の手、ないし支出によって耕作している土地について、十分の一税をだれにでも払うよう強いられない』ことが確認されていた『*confirmatum ut de laboribus quos propriis manibus aut sumptibus excolunt nemini decimasolvere teneantur*』として、直接経営が行われている土地に対する十分の一税の免除特権を、これまでの文書と同様に明示している。しかしさらに続けて、『*悪しき*』解釈によって、教皇特権文書のその条項を

ゆがめつつ、土地と書かれている箇所を開墾地と理解しなければならぬ」と主張』《*sinistra interpretatione apostolicorum privilegiorum capitulum pervertentes, asserunt de novalibus debere intelligi ubi de laboribus est inscriptum*》して、十分の一税を要求する人々が現れたため、新たにこの文書で次のことを明確にするという。すなわち、『開墾地からであろうと、彼らが自身の手、ないし支出によって耕作している他の土地と葡萄島からであろうと、彼らの家畜の飼料からも、いかなる方法であれ十分の一税をもぎとることをあえてすること』《*de novalibus vel de aliis terris et vineis quas propriis manibus vel sumptibus excolunt sive de nutrimentis animalium suorum decimas presumant quomodolibet extorquere*》を禁ずるよう、ケルン大司教に命じているというのである。同じ文章の別の箇所では、同じことを、『彼らが耕作へ導き入れたか、現在導きいれつつある土地であれ、彼らが自らの手、ないし支出によって耕作している耕地であれ、十分の一税の支払いから完全に解放されているように』《*a solutione decimarum tam de terris illis quas deduxerunt vel deducunt ad cultum quam etiam de terris cultis quas propriis manibus vel sumpti-*

bus excolunt, sint penitus absoluti.」と表現しており、シトー会士達が、開墾にも従事して、直接経営地を拡大しつつあったことがうかがえる。

アレクサンデル三世が一一八〇年に発給したもう一通の文書の⁽¹⁰⁾内容は、一一七七年文書と土地財産の列举以外は同文である。列举部分は一七七七年文書より長いだけでなく、また内容も先行文書が《allodium》中心であったのに対し、この文書では始めて《strangia》が九箇所も登場している。さらに『その全ての付属物とともに』《cum omnibus pertinentibus》という表現の後に、それぞれの支配領域が列举されていることから、この呼称は所領の管理拠点のみを指すのではなく、周辺地をも含む表現であると思われる。

ケレスティヌス三世が発給した一一九三年文書⁽¹¹⁾も、一一七七年文書とほぼ同文であるが、この文書では教会組織としてのシトー修道会に関わる諸問題についての規定が、非常に長く挿入されている。これは修道院長や修道士の教会内部での特権を教皇が保証し、その内容を詳述しているものであり、司教との関係がしばしば問題となっている。

以上のように、教皇文書はいずれも修道院の財産の保

全を目的としており、列举による所領確認とそれらに対する十分の一税免除が中心である。財産列举部分からは、複数文書を相互に、また個別グランギアを対象に発給された文書と比較することによって、所領の拡大と整備の状況を不完全ながらみてとることが出来る。特に一一八〇年文書の列举部分からは、グランギアが支配領域として表現され、また後の史料から確認できる当該修道院の主要グランギアのほぼ全てが登場していることから、所領全体の枠組がこの時点でほぼ確定したことが窺える。それまでに獲得された地名以外のものが多数含まれていることから、開発の進行が、また、ここで言及されている地名のうちには、ヴィレール修道院に譲渡された記録のないものがかなりあり、しかもその中には、San Berneriのように地名として開墾地を表しているものが多いことから、当修道院による農村開発の進行を読み取ることが出来る。このように、財産列举部分は確実にヴィレール修道院についての具体的な事実の史料と見る事ができるが、十分の一税免除部分に関しては事情が異なる。すなわち、免除の条件として必ず直接経営が挙げられ、牧畜に関する言及が多数あるからといって、ヴィレールで実際に牧畜中心の直接経営がなされていた

と、受けとることは出来ないのである。その理由として、まず、全く同じ文言で十分の一税を免除している教皇文書が、ヴィレール以外の他の多くのシトー会修道院に発給されていること、次いで、文書の年代順検討から、ヴィレール修道院に対する免除が、次第にシトー会全体の免除に依拠してなされるようになったことが挙げられる。従って、十分の一税免除はヴィレールという一修道院の範囲内ではなく、シトー会全体を射程に入れて検討すべき問題だということになり、このような特有の問題点を検討した上で、それが教皇によるシトー会修道院保護のための定型的な文言で、ヴィレールでは実行されていた訳ではなかったのか、それともこの修道院での現実をかなりの程度反映していたのかを、考えることが必要である。⁽¹³⁾

シトー会は、一二三二年にイノケンティウス二世の『あなた方とあなた方の会の修道士達が、自分自身の手と支出によって耕している土地と、あなた方の家畜の十分の一税を、あなた方からだれも要求したり手に入れたりしないように』《*ut de laboribus quos vos, et totius vestrae congregationis fratres propriis manibus et sumptibus colitis, et de animalibus vestris a vobis decimas exp-*

tere vel recipere nemo praesumat》にという取り決めによって、十分の一税を会全体として免除された。⁽¹⁴⁾これは、他人の労働の成果を収奪せず、慈善の義務を果たして共同生活を送っている修道士たちは、慈善の受け手であり、十分の一税を支払う必要がないという、⁽¹⁵⁾パスカリヌス二世に遡る教会の伝統に沿った措置である。この全体的免除によって、シトー会に属している修道院は十分の一税免除の特権に浴することになるが、新たに修道院が創建される度に、個々の修道院に対して免除特権が確認された。そして、それらの文書のいずれにおいても、自らの費用と労働によって直接経営されている土地についてという、主要な要素が繰り返されていた。さらに、エウゲニウス三世以降は、その部分の文言までも全く同じになり、*sane laborum* で始まる十分の一税免除の定型として確立する。⁽¹⁶⁾これが、ヴィレール修道院の免除で何度も見られた、『あなた方自身の手、ないし支出によって耕作している土地、またはあなた方の家畜の飼料（用の土地）の十分の一税を、誰もあなた方から要求しないように』《*Sane laborum vestrorum quos propriis manibus aut sumptibus colitis, sive de nutrimentis vestrorum animalium nullus a vobis decimam exigere praesumat*》⁽¹⁷⁾である。

しかしながら、このようなシトー会修道院への十分の一税免除特権は、伝統的にそれを徴収してきた人々との間に争いを引き起こした。シトー会修道院の所領は、新開墾地のみで構成されていた訳ではなく、その多くは、既に十分の一税徴収の対象となっていた既耕地の寄進によつて成立していた。そうした土地から十分の一税を徴収してきた者の中には、それがシトー会修道院に寄進された後も、自らの徴収権を主張するものが多く存在して当然である。⁽¹⁸⁾ 個々の修道院は、以前の徴収者に対して貢租の支払をすることで、彼らに権利の主張を放棄させて、このような争論を解決しようとした。⁽¹⁹⁾ ヴィレール修道院について一例をあげれば、修道院近辺の以前からの小教区ベジイで獲得していた耕地の十分の一税に関して、サン・チュベール修道院と司祭オリベルスが権利を主張した際、それぞれへの年貢租（銀一マルク／六ソリドゥス）支払によつて、彼らが要求を放棄するという協定が成立した。しかし、オリベルスがこの後も自らの権利を主張し続けたことが、近隣有力修道院、リエージュ司教、最後には教皇による調停と協定の確認を記した、四通の文書によつて明らかになるのである。⁽²⁰⁾

同様の争論は各地で頻発したので、このような個別修

道院レベルの対処では処理しきれないと判断した教皇ハドリアヌス四世は、シトー会の十分の一税免除に制限を加えて、徴収者達の不満を押さえようとした。それが、『シトー会の院長達は、十分の一税を司教が正当に持つことが常であった土地と地所の十分の一税を、教皇の特権を使つて、司教から取り去らないように。すなわち、開墾地（*novalia*）の十分の一税だけを修道士達に、譲るべきだと私は考えている』という一一五六年の文書で、これ以降、免除の文言の定型も、*sane laborum* から *sane novarium* へと変化する。⁽²²⁾

このような教皇の政策は、シトー会修道院の財政に深刻な影響を及ぼした。新修道院の創建とそれに伴う開墾の促進による対処が、更なる財政の悪化を招いたため、総会は新修道院の創建を規制する決定を下す。⁽²³⁾ シトー会を優遇する意図を持っていたアレクサンデル三世は、この様な事態を憂慮し、その在位の初期にこそ前任者ハドリアヌスの *sane novarium* 定型を採用したが、シトー会と修道騎士団に対しては土地種目全体に関する免除を復活させた。彼らに対する免除特権文書では定型を *sane laborum* に戻し、修道会の保護を図つたのである。⁽²⁴⁾

しかしながら、ハドリアヌス四世の新しい方針によつ

て、新開墾地以外の十分の一税徴権は取り返せるという希望を持った者達は、シトー会と修道騎士団の土地全体での免除に反発し、関係文書に『土地』《Tabore》とある場合、これを強引に『新開墾地』《novalia》と解釈して、新たな争論と混乱を引き起こした。⁽²⁵⁾ また、シトー会内部にも、十分の一税免除という保護を依然として必要とする、貧しい修道院や新創建修道院が多くあるとはいえ、初期の貧しさとはかけ離れて富裕化し、直接経営のみならず間接経営によって莫大な土地財産を維持しようとしていた修道院も存在し、このことが人々の不満を一層高めたことは当然であった。⁽²⁶⁾

こうした混乱の中でアレクサンデル三世は、徴収者にも修道会にも免除についての文言を字義通り守らせることで、事態の収拾を図った。ハドリアヌス四世の措置を参照しつつ、『もし私が「土地から」と書いている文章で、「新開地」からと理解してもらいたかったのだしたら、他の者達への特権状にそう書いたように、実際にそう書いたはずである』と述べて、広く行われた彼らの文言の無視を非難しつつ、⁽²⁷⁾ 修道院の十分の一税免除特権を保護する同じ文書を、個々の修道院に対して発給したのである。ヴィレール修道院も一一七八―一一八〇年に、

この文書を受け取っている。⁽²⁸⁾ 他方、シトー会に対してアレクサンデル三世は、慎ましさと良心に従うことを求め、文書に記された免除条件に違反して会の評判を落とさぬよう、自主規制を求めた。特に一一七九年第三回ラテラノ公会議の際に出された書簡では、『耕作されるべく農民に与えられているところから、サンス教会の財産管理人の十分の一税徴収権に服しており、かつ彼にそこから十分の一税をしかるべく負っているのに、支払ってもいなければ、農民自身によって支払われるようにしてもない』ことを知った教皇が、直接経営という条件を再度述べた上で、『耕作すべく他人に委ねた土地の十分の一税を誰からであっても取り去ることは、あなた方に許されていない』と、改めて確認しているのである。⁽²⁹⁾ シトー会側もこの教皇の呼びかけに応え、さらに『いたる所で生じている、十分の一税免除についての深刻なスキャンダルのために……今後、これまで十分の一税を徴収するのが常であった畑や葡萄畑を獲得するなら、(その十分の一税を) 反対せずに支払う』という妥協策を、総会で決定した。⁽³⁰⁾ その後、第四回ラテラノ公会議で、一二一五年以後に獲得した土地からの十分の一税の支払が、明確に規定されることになる。⁽³¹⁾

以上のような、ラテラノ公会議までのシトー会全体に関わる十分の一税免除特権の概観から、まず、この免除に対する以前の徴収者達の根強い反発の存在が明らかになる。彼らは、対象となる土地を所有している個々のシトー会修道院に対して、自らの徴収権を主張する機会を常に窺っていた。また、教皇も免除特権付与者として、

そのような人々の批判に晒されることとなり、単に修道会保護のための免除という伝統的主張を繰り返すだけでは、彼らを納得させることはできなかつた。従つて、教皇は十分の一税徴収権者とシトー会との間でバランスを保つため、状況に応じた措置を行う必要があつた。マーソンが指摘しているように、⁽³²⁾ 現実に応じた教皇文書の定型変化から、文言と現実との対応関係が十分に推測されるのである。従つて定型文言であるからといって、単なる決まり文句ではなく、実際に守られるべき事項として書かれ、そのように努力されたと考えねばならない。

ヴィレール修道院は、ハドリアヌスによる開墾地に免除を限定する文書こそ与えられていないが、それ以外の教皇の十分の一税免除に関する重要な局面においては、常に教皇による定型的な免除文書を賦与されている。本節は、シトー会に属する他の修道院にも定型的な同一の

文書が発給されている場合、これらの文書からヴィレール修道院の現実を読み取れるかという問題から出発した。以上の検討から、本節で取り上げた文書は、シトー会の典型的な修道院であるという限りで、ヴィレールの現実を写し出しているとしてよいのである。

二 領邦君主文書

領邦君主が発給したヴィレール修道院全体に関する文書は、ドウ・モロー編纂の史料集に三通収録されており、その全てが流通税免除特権を重要な内容としている。

一一八四年文書は⁽³³⁾ ナミュール伯アンリが発給し、伯領内のヴィレール修道院財産の保護を宣言した後に、次のように記している。『私の全ての土地において、いかなるものを……売買しても、いかなるものを舟・車・他の手段で運搬しても、それを無料で行うように。流通税を彼らからだれも受け取らず、要求もしないように。また修道士の家畜を伯領の放牧地から、だれも遠ざけないように。あるいは何らかの仕方であげないように。』
«quicquid in omni terra mea... vendiderint aut emerint, quicquid navigio, vehiculo vel aliis transvexerint modis, gratis hoc faciant, ius theloniei et vectigal ab eis nullus

prorsus accipiat vel requirat, animalia quoque eorum a pascuis terre mee nemo prohibeat vel in aliquo molestus existat.」この文書は、ヴィレールの修道士達がなんらかの売買を行っており、その対象を様々な仕方でも移動させていたこと、また、伯領全体という広範囲で放牧地を用益していたことを示している。

次の一一八四年文書³⁴はブラバン・ロタリングア公アンリ一世が発給したものである。ナミュール伯の一一八四年文書とその内容は近似しているが、ここではシトー会全体の自由がより強調されており、また流通税についても、次のような異なった表現が使われている。『私の土地全てにおいて、前述の修道士達と彼らの家畜は、さらに修道士の用益に関わるもの全ては、放牧地、道、及びその他の同様の施設において、いかなる不都合を受けることもないように。いかなる強制によって悩まされることもなく、世俗の租税取立によってかき乱されることはないように……。』《in tota terra mea, memorati fratres et eorum animalia seu quelibet ad usus illorum pertinentia nullam in pascuis aut viis ceterisque huiusmodi beneficiis patiantur molestiam, nullo graventur iugo servitutis, nulla seculari exactione perturbentur……》。)

の文書で特徴的なのは、修道士の用益の中から特に家畜を取り出して記し、しかも、一般にそれらが利用する施設の中で、『放牧地』と『道』とを並べて強調していることである。また、『租税取立』が流通税を含んでいることも、前後の文章から考えて間違いない。

同じくブラバン・ロタリングア公アンリ一世が発給した一二〇〇年文書³⁵では、ヴィレール修道院を保護下に置き、世俗の搾取からの自由を保証するとしたのに続いて、流通税に関しては、『上述の修道士達は、家畜とともに、私の権能に属するどんな場所でも、流通税から自由で、義務を負わない』《predicti fratres liberi et immunes angaria et vectigali et theloneo in omni loco mee potestatis, cum iumentis, armentis et pecoribus suis》とある。ここでは家畜について三つの異なった表現を用いており、また、流通税にしても三つの表現が使われている。

以上のように、領邦君主文書は全部で僅かに三通で、内一通はナミュール伯、残る二通はブラバン公から、十二世紀末に発給されており、流通税免除をその主な内容としている。中世ムーズ地域における流通税の包括的検討を行ったファンシャンによれば、十二、十三世紀にシトー会修道院が、領邦君主から流通税免除特権を獲得す

るのはめずらしいことではなく、伯や公は彼らの領域での商取引、特に商品運搬についての免除を与えたが、対象はしばしば建築資材や自家消費の食料品に限定された⁽³⁶⁾としている。また、社会関係に着目したシトー会研究においても、在地有力者が改革修道院の中でも特に宗教的名声の高いシトー会との結びつきを求めて、様々な優遇措置を行ったことが明らかにされている。⁽³⁷⁾これらに従えば、在地有力者がシトー会に流通税免除という特権を与えるのはごく当たり前のことであるから、それを記した文書があったとしても、対象となつてゐる修道院に特有の現実、必ずしも見えてこないということになる。しかしながら、前節で紹介したヴィレール修道院の文書は、ファンシヤンが一般化した内容と必ずしも一致している訳ではない。そこで、ここではヴィレール修道院と密接な領邦君主であるナミュール伯とブラバン公との、修道院に対する流通税免除特権状の発給状況を検討しつつ、これらが他の修道院に与えた文書との比較によつて、ヴィレールの流通税免除特権文書から、この修道院の現実の姿に迫ることを目指す。

ナミュール伯が発給し、現在に伝来した十二世紀の文書は三三通⁽³⁸⁾で、その内流通税免除を含むものは八通ある

が、そのほとんどは定住地に宛てたフランシーズ文書であり、改革修道院への流通税免除特権賦与文書は三通だけである。それらはナミュール伯アンリによつてシトー会の三修道院に対してそれぞれ発給されたもので、宛先は一一八二年にシニイ修道院、一一八四年にヴィレール修道院、一一八五年にオールヌ修道院となつてゐる。⁽³⁹⁾この内、ヴィレールとオールヌに対する文書は、流通税免除に関する部分がほぼ同文であるが、シニイに宛てられたものだけが、内容・文言ともに異なつてゐる。それは、『シニイ修道院は私の全ての土地の流通税から自由である。その修道士達は全ての流通税の取立から自由に、私の支配下にある全ての税の徴収所を通じて、陸路においても、水路においても、あらゆるものをもつて行き来し、市場において売買するのであるから』⁽⁴⁰⁾というもので、特に市場が登場するのに、家畜に関する言及がないのが目を引く。このように三通中二通がほぼ同文であるという事態から、シニイに対する文書だけが例外で、ヴィレールとオールヌに与えられたものがシトー会修道院への免除文言の典型であるという推測も成り立つ。しかしながら、ヴィレールとオールヌ修道院はベルギーのブラバン

地方でごく近くにあることから、それぞれの場所で展開している流通活動に即した考察が必要ではないか、と思われるのである。

ブラバン公による流通税免除特権文書の十二世紀における発給状況は、ナミユール伯の場合のような文書集の刊行がないため、明らかに出来なかつたが、ヴィレールに流通税免除特権を賦与したアンリ一世や、その個々の修道院に対する政策と周辺状況についての幾つかの研究⁽⁴¹⁾があり、それらによって示される公と修道院との関係を手がかりとして、免除文書の検討を行うことが可能である。まず、ブラバン公アンリ一世にとって流通税は非常に重要な収入源であり、修道院に対する免除特権の賦与は数が限られていた。免除の対象となつた修道院は、ベネディクト会であつても一〇、十一世紀の改革精神に衝き動かされた、アフリヘム、ジャンブルーといった修道院や、十二世紀に新たに創建されたシトー会やプレモントレ会の修道院であつた。ブラバン公は、所領での経済活動によって自立を目指す改革的修道院には優遇政策をとつていたが、それとは対照的に、ニヴェル修道院に代表される、古くに創建され、当時経済的には寄生化の途をたどり、保守的な行動様式を示していた修道院に対し

ては、旺盛な支配欲を發揮し、教会守護の権限を駆使してその収奪を目論んでいた。⁽⁴²⁾

ところで、領邦君主による改革的修道院の優遇策を、個別的事例に基づいて明らかにするのは、今後の課題であるが、私の知る範囲では、十二世紀後半の改革的修道院の森林用益権に関するブラバン公の政策を挙げる事が出来る。ブラバン公は、ニヴェル修道院がそのほとんどを手にしていたニヴェル・ヴィレール間にある森林の用益権を取り返し、最終的に自己の支配下に置くため、ヴィレールとアフリヘムを利用したのである。公はまず、森林用益権をめぐるニヴェルと改革的修道院との争論では必ず後者に味方し、彼らがそれを手に入れることに協力した。そして、改革的修道院に実際の経営を任せたままで、十三世紀半ばから徐々に上級所有権を行使して森林に対する支配を強め、これらと対立関係に入つていく。⁽⁴³⁾ それでは、ブラバン公による改革派修道院への流通税免除特権賦与は、何を指してなされたのであろうか。ここでは特に、森林用益権においてはヴィレールと同じ保護を受けたアフリヘムも取り上げ、ここに賦与された免除特権との比較によって、ヴィレール修道院に公が何を期待したのかを検討する。

アフリヘムが獲得した最初の流通税免除は、一一二一年にブラバン公ゴドフロワが発給したもので、『私の全ての土地において、販売しようとも、購入しようとも、いかなる流通税も支払うことがないように』《*ut in tota terra mea, siue emant, siue vendant, nullum theloneum persoluant*》と記されている。⁽⁴⁴⁾同じゴドフロワは次いで、一一二五年と一一七三年に発給した文書の中で、それぞれ次のように流通税免除を述べている。『流通税や全てのその種の取立から、私の全ての土地において自由であるように。』《*ut a theloneo et omni huismodi exactione in omni loco mei juris perpetuo sint liberi*》。『教会に属する全ては、私の権能の及ぶ全ての土地において流通税から自由である。』《*omnes ad ecclesiam pertinentes a theloneo liberos esse in omni terra potestatis mee*》。⁽⁴⁵⁾そして、一一九八年にヴィレールに免除特権文書を発給したブラバン公アンリ一世が、修道院が直接経営を行っている耕地からの収穫についての税の免除に続いて、『修道士達が私の全ての土地を通じて流通税から自由であり、売買の自由を永遠に所持する』《*Frates, per totam terram meam a theloneo sunt liberi, et liberam emendi aliena, et vendendi sua, habent potestatem*》⁽⁴⁶⁾ことを、確認している。

以上のように、アフリヘムの文書と既に紹介したヴィレールの文書を比べてみると、共通の基礎として、両者ともに売買に大きく関わっていたことが挙げられる。いずれに与えられた文書でも、流通の内容は売買であり、またファンシャンが述べているような、商品運搬を建築資材や自家消費用の食料に限るという規制は、どちらの修道院に対しても行われていない。これに対して大きな相違として注目されるのは、一つはヴィレールに対する最初の流通税免除は一一八四年であるのに、アフリヘムは一一二一年という早い段階で既に免除特権を賦与されているという時期の違いであり、もう一つは家畜の扱いである。ヴィレールに対する文書では、流通税の免除に際しては必ず家畜についての言及があり、しかもそうした家畜の放牧地への移動が特に記されているのに対して、アフリヘムでは全く触れられていない。

これらの点から、ヴィレールでは広範囲にわたる大規模な牧畜が行われ、家畜の移動が流通税の対象となるほど商業と関わっていたことは確かであり、ブラバン公がヴィレールの牧畜に、特別の関心を持って、特権賦与という形で優遇措置をとっていたのではないかと推測される。そしてこのような活動の結果、十三世紀後半にブラ

バンのシトー会修道院による大規模牧羊経営は、重要な在地羊毛の供給源となっており、公がこれを積極的に後押ししていることが指摘されている。⁽⁴⁾

本節においては、ヴィレール修道院に対するブラバン公とナミュール伯による流通税免除を中心とする特権賦与が、領邦君主が改革的修道院への優遇政策をとるのが常であることを考慮したとき、単なる定型文言の繰り返しでなく、同修道院の現実と密接に関わっていたかという点が、関心の主たる対象であった。直接取り上げた文書は多くはないが、それでも、ナミュール伯によるシトー会三修道院への流通税免除は、近接した二修道院と別の地理的環境にある一修道院とを区別した内容になっており、ブラバン公による改革的二修道院へのそれも、両者の相違を踏まえていることが確実である。こうして、ヴィレール修道院への領邦君主文書は、教皇文書以上に個別的な現実を反映した史料として使用できることになり、そこから浮かび上がってくるのは、同修道院による広域的に放牧地を公道で家畜を移動させつつ、商業と深く関わった牧畜に力点を置いた所領経営なのである。

おわりに

教皇による十分の一税免除特権と領邦君主による流通税免除特権を記した文書は、複数の受給者に相似した内容を同じような表現で伝えており、そこから個別の修道院の現実を浮かび上がらせることは、一見して不可能との印象を与える。だが、ヴィレール修道院に賦与されたそうした文書の検討から、これらも相当に現実を反映しており、個別修道院の研究においても、かなりの程度利用することが可能であることが明らかにされた。十分の一税免除の教皇文書からは、文言定型の変化からも、現実に対応して特権が賦与されたことが確認された。ただし、これらの文書は教皇によって同一文書でシトー会の多くの修道院に与えられており、ヴィレール修道院が受給したものは、同修道院がシトー会に属してその一般的な性格を分有しているという限りで、その現実を反映していると言える。これに対して、流通税免除の領邦君主文書からは、発給者は個別修道院の経済活動と在地の流通状況に応じた免除を文書に盛り込んでいる。ここでも、状況の似た複数修道院に相似文言で文書を発給する例はあるが、総じて受給者の個別性を考慮した文書が作成さ

れており、我々もそれをヴィレール修道院の具体的検討に、そのまま使つてよいことになるのである。

このような史料のありかたとその問題点を踏まえた上で、ヴィレール修道院の所領経営についてこれらの文書から読み取れるのは以下の点である。教皇文書が重点を置いて十分の一税免除特権は、常に修道士の直接経営を条件として挙げており、年を追うごとにそれを強調する傾向にあった。また、この特権の対象の一部として、家畜の飼料を生産する土地が常に指示されている。この点について、最近一部の研究者は疑問を示しているが、教皇文書から、シトー会では特に牧畜を中心とした直接経営が行われていたことは確かであり、ヴィレールもシトー会修道院としてそれに従事していたのである。流通税免除特権を重視している領邦君主文書は、教皇文書よりヴィレール修道院の個別的事情を表していると考えられ、家畜の放牧と移動の重要性を示すとともに、それらと商業活動との結びつきを明確にしている。ヴィレール修道院の個別所領に関する文書の分析からは、ヴィレール修道院領では牧畜が重要で、森林が牧畜のために利用されたことは明らかにされていたが、以上のより一般的な文書の検討の成果を加えてみると、森林や放牧地で商

業目的の牧畜が行われ、家畜が市場での売買のためにも、公道を通つて移動させられていたことは確かだとしてよいのである。

註

- (1) シトー会修道院経済についての研究動向は、舟橋倫子「中世におけるシトー会修道院の経済活動について——最近の研究動向を中心に——」『歴史学研究』第六九五号、一九九七年、三三—三九頁参照。なお、近年の個別研究の成果をまとめた論文集として、*L'espace cistercien*, Paris, 1994がある。
- (2) 舟橋倫子「シトー会グランギアの諸側面——ヴィレール修道院十二世紀ヌーヴ・クール関係文書の分析——」『史学』第六四卷二号、一九九五年、七一—九八頁。
- (3) 同「ヴィレール修道院の所領形成——十二世紀シトー派の所領形成に関する一事例——」『西洋史学』第一八〇号、一九九六年、一八一—三二頁。
- (4) de Moreau, E. (ed.), *Chartes du XIIe siècle de l'abbaye de Villers en Brabant*, Louvain, 1905.
- (5) *Ibid.*, p.36.
- (6) *Ibid.*, p.8, なおテキスト全文は Wauterius, A., *L'ancien abbaye de Villers, Bruxelles*, 1869, pp.10-11に収録。
- (7) de Moreau, *op. cit.*, pp.30-33.
- (8) *Ibid.*, pp.35-36.
- (9) *Ibid.*, pp.39-40.

- (10) *Ibid.*, pp.44-47.
- (11) *Ibid.*, pp.64-69.
- (12) ヴィレール修道院の所領形成に関する詳細は、前註拙稿(2)の八五-九〇頁参照。
- (13) 十分の一税免除についての包括的研究は、Viard, P., *Histoire de la dime ecclésiastique dans le royaume de France aux XIIe et XIIIe siècles (1150-1313)*, Paris, 1912; Constable, G., *Monastic tithes, from their origins to the twelfth century*, Cambridge, 1964; Lohrmann, D., *Kirchengut im nördlichen Frankreich*, Bonn, 1983; シトー会の十分の一税に関する基本文献として、Lekai, L. J., *The cistercians: ideals and reality*, Kent, 1977 (ルイス・J・レンカイ 朝倉文市・函館トランプスチヌ訳『シトー会修道院』平凡社、一九八九年); Mahn, J. B., *L'ordre cistercien et son gouvernement, des origines au milieu du XIIIe siècle(1098-1265)*, Paris, 1982.
- (14) P. L., 179, 123.
- (15) パスカリヌス二世はグレゴリウス大教皇の見解に依拠して、次のように修道士に対する十分の一税免除を正当化したのである。《Caeterum a monachis, sive clericis communitur viventibus, nulla ratio sinit ut milites, aut episcopi, aut personae quaelibet, decimas de laboribus seu nutrimentis seu propriis extorquere debeant. Unde beatus Gregorius ait: <Communi vita viventibus jam de faciendis portionibus, vel exhibenda hospitalitate, et adimplenda misericordia, nobis quid erit loquendum? cum omne quod superest, in causis piis ac religiosis erogandum sit, dicente Domino: Quod superest, date eleemosynam, et ecce omnia munda sunt vobis(Luc XI). > P.L., 183, 437.
- (16) Mahn, *op.cit.*, pp.104-105.
- (17) de Moreau, *op. cit.*, pp.8, 30-33, 44-47, 64-69 (前註(5)(9)(10))
- (18) Mahn, *op.cit.*, p.105; レンカイ、前掲書、九四頁。
- (19) Mahn, *op.cit.*, p.110.
- (20) シトーの十分の一税をめぐる対立については、前註拙稿(2)参照。史料は、de Moreau, *op. cit.*, pp.9, 40-42, 42-44, 48, 50に収録。
- (21) 《abbates Cisterciensis ordinis occasione privilegiorum Romanorum pontificum de fundis ac villis emptis, de quibus olim decimas iuste habere consueverit, ipsas episcopo nulla ratione subtrahant; nos enim, inquit, religiosi viri decimas novallium solum duximus concedendas》J.L., 10189.
- (22) 上の点は、Mahn, *op.cit.*, p.107.
- (23) Canize, J. M., *Statuta capitulorum generalium ordinis cisterciensis ab anno 1116 ad annum 1786*, Louvain, 1933-1941, p.45; Mhan, *op.cit.*, p.107.
- (24) Viard, *op.cit.*, pp.42-43; レンカイ、前掲書、九四頁。
- (25) Mahn, *op. cit.*, p.108; レンカイ、前掲書、九五頁。
- (26) デスピーイはロタリンギアの個々のシトー会修道院の初期史を扱った一連の研究で、早くから間接経営の存在を強調した。Despy, G., *Un problème d'histoire cistercienne:*

- les débuts de l'abbaye de Parc-les-Dames, in *Revue belge de philologie et d'histoire*, 42, 1964, pp.1242-1256: Id., Les premières années de l'abbaye cistercienne de Clairfontaine, in *Revue belge de philologie et d'histoire*, 48, 1970, pp.1207-1224: Id., Cîteaux dans les Ardennes: aux origines d'Orval, in *Mélanges à E. Perroy*, Paris, 1973, pp.588-600. また、シトー会修道院の所領経営における直接経営と間接経営の並存は、一九八一年の第三回フランス国際研究会で「共同経営」となっている。L'économie cistercienne. *géographie-mutation du moyen âge aux temps modernes*, Auch, 1983.
- (27) 《nam si de novalibus voluissimus tantum intelligi ubi ponimus de laboribus, de novalibus poneremus, sicut in privilegiis quorundam apposuimus aliorum》P.L., 180, 1233-1234.
- (28) 雑註(9)
- (29) 《quod cum terras quasdam, quas decimatione dilecti filii nostri thesaurarii Senonensis habetis, datis rusticis excolendas, & ei exinde decimas sicut debetis, non solvitis, nec factis a rusticis ipsis exolvi.》《non est vobis licitum, cui libet decimas de terris illis subtrahere, quas aliis traditis ad colendum.》Mansi, J.D., *Sacrorum conciliorum nova et amplissima collectio*, Florence-Venice, 1759, 22, 329, 13.
- (30) 《Interim autem propter scandalum gravior, quod super retentione decimarum undique crescit in dies,..... ut quicumque ex vobis ab hoc die, et deinceps adquisierit
- agros vel vineas, ex quibuspercipere hactenus decimas consueverant, sine contradictione exsolvant.》Canivez, *op. cit.*, pp.86-87.
- (31) Mansi, *op. cit.*, 24, 1043.
- (32) Mahn, *op.cit.*, p.107.
- (33) de Moreau, *op. cit.*, pp.53-54.
- (34) *Ibid.*, pp.54-57.
- (35) *Ibid.*, pp.81-86.
- (36) Fanchamps, M.L., Etude sur les tonlieux de la Meuse moyenne du VIII^e au milieu du XIV^e siècle, in *Le moyen âge*, 70, 1964, pp.205-264.
- ロタリンギアの流通税については、流通税表を素材としたデスピュ学派の研究があり、その集大成として『Tonlieux foires et marches avant 1300 en Lotharingie. Publications de la section historique de l'institut G.-D. de Luxembourg 104, Luxembourg, 1998』が挙げられる。また、中世盛期の流通税表を用いた我が国での研究としては、岡村明美「中世ボワチエ流通税表の分析」『社会経済史学』第五十六巻六号、一九九一年、七三二―七六二頁がある。
- (37) シトー会の社会関係に着目した研究の代表的なものとして、Bouchard, C., *Holy entrepreneurs: cistercians, knights and economic exchange in twelfth century Burgundy*, Ithaca-London, 1991 がある。前註拙稿(1)参照。またフォントモ、ヴィレール修道院を含むフランス北東部からベルギー南部における、シトー会修道院と在地有力者との緊密な関係を明きらかにしている。Fossier, R., *L'économie*

cistercienne dans les plaines du nord-ouest de l'Europe, in *L'économie cistercienne. géographo-mutations du moyen âge aux temps modernes*, Auch, 1983, pp.53-74.

- (38) ナミュール伯文書はRousseau, F., *Actes des comtes de Namur de première race(946-1196)*, Bruxelles, 1937より刊行されている。

- (39) *Ibid.*, pp. 54, 58-59, 60-61. ナミュール伯の慣習法特許状の賦与については、レオポール・ジエニコ、森本芳樹監修、大嶋誠、斉藤綱子、佐藤彰一、丹下栄訳、『歴史学の伝統と革新』九州大学出版会、一九八四年、第四章「思いつきよりも調査と図表を——ナミュール伯領における慣習法特許状——」二二二—二五二頁参照。

- (40) 《monasterio Signiacensi,...remiserim winagia et telonea tocius terre mee, quatinus ejusdem loci fratres per cuncta ditiois mee passagia tam in terra quam in aqua cum quibuslibet rebus suis eant et redeant et in omni mercato vendant et emant, ab omni vectigalium et thelonei exactione immunes;》Rousseau, *op. cit.*, p.54.

- (41) Smets, G., *Henni I duc de Brabant 1190-1235*, Bruxelles, 1908, pp.256-317. 修道院政策について、de Moreau, E., *L'abbaye de Villers en Brabant aux XIIe et XIIIe siècles*, Bruxelles, 1909; Hoebanx, J. J., *L'abbaye de Nivelles des origines au XIVe siècle*, Bruxelles, 1951. 慣習法特許状の賦与について、Steuers, W., *Franchises ou villes neuves, in Contribution à l'histoire économique et sociale*, 6, Bruxelles, 1970, pp.27-81を参照。

- (42) 前註拙稿(30)参照。

- (43) Hoebanx, J. J., *Aux origines de certains bois domaniaux du Brabant Wallon, in Centenaire du séminaire d'histoire médiévale de l'université libre de Bruxelles 1876-1976*, Bruxelles, 1977, pp.163-194.

- (44) de Marnette, F., *Cartulaire de l'abbaye d'Affligem et des monastères qui en dépendaient*, Louvain, 1894-1901, pp.65-66.

- (45) *Ibid.*, pp.218-220, 307-311.

- (46) *Ibid.*, pp.524-526.

- (47) Verhulst, A., *La laine indigène dans les anciens Pays-Bas entre le XIIe et XVIIe siècle*, in *Revue historique*, 247-2, 1972, pp.311-312.